

教育への政治支配を許さず、

集団的自衛権行使容認、「戦争する国」づくりに反対する

6月13日、参議院本会議において、地方教育行政法「改正」案の採決が強行され、可決、成立しました。改悪された地方教育行政法は、憲法の理念に背き、教育への政治支配を強化するものであり、断じて容認できません。

戦後、「憲法の理想の実現は教育の力に待つ」として、憲法と一体に教育改革が行われました。この戦後教育改革の柱の一つとして、地方教育行政が不当な支配に服することなく国民に直接責任を負って行うために教育委員会制度が導入され、地方教育行政は国からも首長からも独立した制度として確立されました。今回の「改正」は、こうした基本原理をないがしろにし、子どもたちの成長や発達を目標とすべき教育をその時々々の首長や政府の意向に沿ったものに歪めようとするものです。

改悪された地方教育行政法は、地方の大まかな教育方針である「大綱」を国の教育振興基本計画を参酌して定めること、首長が主宰する「総合教育会議」を新設すること、教育委員長を廃して、首長が新教育長を直接任命できるようにしたこと、教育委員会による教育委員会事務局への指揮監督権を奪うことなどによって、国と首長による地方教育行政への政治支配を強化するものとなっています。

安倍内閣は、今、集団的自衛権の行使容認、武器輸出の解禁、原発再稼働・原発輸出、消費税増税、社会保障大改悪、TPP 推進、“ 残業代ゼロ” “ 生涯ハケン”、大企業減税など、日本を「戦争する国」、「世界で一番企業が活動しやすい国」に変えようとしています。こうした国づくりをすすめる「人材」の育成のために、安倍「教育再生」の具体化の一つとして教育委員会制度を改悪し、教育への政治支配（侵略戦争を美化する教科書の採択、道徳の教科化による愛国心教育の押しつけ、競争主義教育の徹底など）を強めるのが今回の「改正」のねらいであることは明らかです。また、教育の目的が「戦争する国」「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりのための「人材」育成となったとき、障害のある子どもたち、支援が必要な子どもたちが真っ先に排除され、最も差別的な扱いを受けることは戦前の歴史や、すでに進められている競争主義教育がもたらしている現状が証明しています。

現在、安倍首相は、「集団的自衛権」行使容認の閣議決定の強行に異常な執念を見せています。

しかし、当初ねらっていた今国会会期中での閣議決定が実現できなかったのは、解釈の変更だけで憲法を踏みにじり、他国の戦争に武力を行使して加担するという危険な内容に国民の批判が急速に広がり、政府や与党もそれを無視できなかったからです。

時の政府が勝手に憲法解釈を変える解釈改憲は、憲法で権力を縛るという立憲主義を根底から踏みにじるものです。ましてや、歴代政府が長年にわたって、戦争を放棄した憲法9条に照らして「行使できない」としてきた集団的自衛権を閣議決定で容認しようというやり方に、歴代内閣法制局長官や元自民党幹部からも批判の声が上がっています。

集団的自衛権の行使とは、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、他国のために武力行使をすることです。これを容認すれば、「海外で武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」という憲法上の「歯止め」をなくすこととなります。これは、自衛隊が戦地にまで行って軍事支援を行う、「海外で戦争する国」への大転換となります。

私たち神障教組は、「教え子を再び戦場に送らない」決意を新たに、教育への政治支配を許さず、「戦争する国」づくりにつながる一切の動きに反対します。

私たちは憲法と子どもの権利条約がいきる教育の実現に向けてとりくみをすすめていきます。

以上、決議します。

2014年6月28日

神奈川県立障害児学校教職員組合
第34回定期大会参加者一同